

就学援助制度の対象となる方に入学準備金を支給します



就学援助制度は、経済的な理由で就学が困難と認められる児童・生徒の保護者に、学校生活で必要な費用の一部を援助する制度です。村立小中学校に入学する予定の児童・生徒の保護者は、ランドセルなどの通学用かばんや制服など、入学前に準備が必要な学用品費の一部について入学前に援助を受けることができます。

対象▼村内在住で、令和8年4月に村立小中学校に入学する予定の児童・生徒を持ち、下記の要件のいずれかに該当する保護者

要件▼生活保護が廃止または停止中である ▽村民税が非課税である ▽村民税、個人事業税、固定資産税の減免または国民年金の掛金の減免を受けている ▽国民健康保険税の減免または徴収の猶予を受けている ▽児童扶養手当を受給している ▽生活福祉資金貸付制度による貸し付けを受けている ▽経済的に就学が困難である(所得制限あり)

支給額▼小学校…5万7,060円／人 ▽中学校…6万3,000円／人

支給時期▼令和8年2月下旬から3月中旬まで

その他▼村立中学校への入学を予定している方で準要保護の認定を受けている場合は、申請の必要はありません。

申し込み・問い合わせ▼学校教育課備え付けの申請書に必要事項を記入の上、要件を証明する書類を添えて、令和8年1月5日(月)から30日(金)までに、学校教育課企画総務担当(☎282-1711 内線1422)へ申し込みください。※申請書は村公式ホームページからダウンロードできます。



▲村公式HP



子どもたちの学びを深めるため—— 村立小中学校は、令和8年4月から 2学期制へ移行します



▲村公式HP

児童・生徒の学びの時間や教職員が子どもたちと向き合う時間等を確保するとともに、教職員の業務負担軽減を図るため、令和8年度から2学期制へ移行します。

2学期制のメリット

- ◆ゆとりを持って学びを深めることができる
- ◆始業式・終業式の回数が減ることで授業時間数を確保できる
- ◆学期の期間が長くなり、学校行事の予定が立てやすくなる
- ◆7月・12月に集中する学校行事等を分散することができ、教職員の業務負担が軽減できる

より効果的な
教育活動に
つながります！



【村立小中学校の2学期制】

2学期制	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
	前期					後期						
	春休み 始業式			個別面談等	夏休み	通知表	スポーツの日を含む3連休			冬休み		通知表 修了式 春休み

※1年間の授業日数や長期休業(夏休みなど)の日数・時期はこれまでと同じです。

【問い合わせ】指導室幼児・学校教育指導担当(☎282-1711 内線1470)